

島原地域広域市町村圏組合会計管理者の補助組織設置規則

平成15年3月26日規則第3号

改正 平成19年3月28日規則第2号 令和2年3月31日規則第8号

(課の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第5項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計課を置く。

(職員)

第2条 会計課に課長を置く。

2 会計課に課長補佐、係長その他必要な職員を置くことができる。

(職務の権限)

第3条 課長は、会計管理者の命を受けてその事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受けてその事務を処理し、所属職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、課長に事故あるときは課長補佐が、その職務を代理する。

3 係長は、上司の命を受けてその事務を処理し、所属職員を指揮監督するとともに、課長補佐を補佐し、課長補佐に事故あるときは係長が、その職務を代理する。

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(事務の分担)

第4条 課長は所属職員の事務の分担を定めなければならない。

2 前項の事務分担を定めたときは、会計管理者の承認を経て管理者に報告しなければならない。

(分掌事務)

第5条 会計課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 歳入及び歳出の出納に関すること。
- (2) 決算の調製に関すること。
- (3) 歳入歳出外現金及び有価証券（基金に関するものを含む。）の出納保管に関すること。
- (4) 預託金の受払に関すること。
- (5) 職員等の源泉所得税、諸納付金の徴収及び納付に関すること。
- (6) 指定金融機関等に関すること。
- (7) 会計管理者の事務引継に関すること。
- (8) 重要備品に関すること。
- (9) 財産の記録管理に関すること。
- (10) その他会計管理者の職務権限に属する業務に関すること。
- (11) 課内の庶務に関すること。

(分掌事務の裁定)

第6条 前条に定めるもののほか、臨時又は特別の事務分掌は会計管理者が定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（収入役に関する経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役が在職する場合においては、第2条の規定による改正前の島原地域広域市町村圏組合収入役の補助組織設置規則の規定（中略）は、なお効力を有する。

附 則（令和2年3月31日規則第8号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。